



恩納村景気回復支援商品券



新型コロナウイルス感染症が村内の消費活動に与える影響を緩和するとともに、売上げが低下した村内農水産業、村内事業所を応援するため、村内事業所で利用できる景気回復支援商品券を発行します。

対象者

- ・令和3年4月1日現在、恩納村の住民基本台帳に記録されている方
- ・令和3年4月1日以降、同年9月30日までに生まれ、住民基本台帳に登録した方

商品券の内訳

- ・対象者1人につき5,000円（1枚あたり500円）
- ・3,500円分の「共通商品券」と1,500円分の「農水産物用商品券」の1セット

商品券の発送

- ・6月中に世帯全員分を世帯主宛に簡易書留で郵送します。受取にはサインが必要ですので、受領タイミングは世帯ごとで異なります。
- ・全世界送付されるには時間がかかります。ご了承ください。

使用方法

- ・村内加盟店でご利用いただけます。（ステッカー、のぼりが目印）
- ・おつりは出ません。
- ※同封チラシで注意事項をご確認ください。

使用期間

令和3年6月1日～9月30日



●**ご注意ください！** 指定ごみ袋の購入は商品券の使用対象外となっています。

特殊詐欺にご注意ください！

- 商品券は無料で村から送付します。村からお金の要求をすることは一切ありません！
- 送料・発行費用などのお金を要求するものは詐欺です！
- お金を要求されたときは、役場又は警察に相談してください。

商工観光課 ☎966-1280 石川警察署 ☎964-4110

村内事業所家賃支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している村内事業所を対象に、今後の事業継続を支援するために家賃に対する支援事業を行います。

対象事業者

以下の①・②を全て満たすこと

- ①令和2年12月末日までに納期限が到来した市町村民税等に未納がないこと。
- ②村内に事業所・店舗を賃貸していること。ただし、倉庫、駐車場、福利厚生施設等は対象外です。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により売上が以下の各々の場合で20%以上減少していること。

(ア) 2019年12月までに開業の場合

2019年1月～12月のいずれかの月の売上げと2020年同月売上げと比較。

(イ) 令和2年（2020年）1月以降開業の場合

開業時に計画していた1ヶ月あたりの売上を令和3年1月から5月のいずれかの月の売上げと比較。

支援金額

- 賃料が発生している令和3年4月及び5月分の2ヶ月分。
- 1店舗1ヶ月あたり10万円を上限とする。

申請先及び支払方法

- 恩納村商工会へ交付申請書兼請求書（様式第1号）及び添付書類を提出する。
- 恩納村商工会を通して口座振込とします。
- 交付申請書兼請求書は村ホームページからダウンロードするか、商工観光課又は恩納村商工会でお受け取りください。

申請期間

令和3年6月1日～令和3年9月30日

お問い合わせ：商工観光課 ☎966-1280 / 恩納村商工会 ☎966-8258